入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年７月１９日

経理責任者
独立行政法人　地域医療機能推進機構
滋賀病院
院長　来　見　　良　誠

１　競争に付する事項

（１）件名
サージカルリネンならびに手術下着等賃貸借業務委託契約

（２）仕様等
入札説明書及び仕様書による

（３）履行期間
令和２年４月１日から令和５年３月３１日（３年間）

（４）履行場所
滋賀県大津市富士見台１６番１号
独立行政法人地域医療機能推進機構　滋賀病院

（５）支払条件
月割支払い（月末締め切り、翌々月末支払い）※振込手数料は受託者負担

（６）入札方法
①　入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとすること。
②　第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（総額）の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

２　競争に参加する者の必要資格に関する事項

（１）独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第５条及び第６条の規定に該当しないものであること。

（２）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、Ａ、Ｂ、又はＣの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。

（３）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去３年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

（４）次の各号に掲げる制度が適用されるものにあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納が無いこと。
① 厚生年金保険　② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③ 船員保険
④ 国民年金　⑤ 労働者災害補償保険　⑥ 雇用保険

（５）独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第２条の各号に該当しないものであること。

（６）医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１５条の２に基づき、当該業務を適正に行う能力がある証として、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める「院外滅菌消毒業務」に係わる医療関連サービスマークの認定を受けたものであること。これを証明するため、医療関連サービスマークの写しを提出すること。

（７）３００床以上の規模を有する病院において、３年間以上継続して同種の業務を受託した実績を有すること。

３　契約条項を示す場所

〒５２０－０８４６　滋賀県大津市富士見台１６番１号
独立行政法人地域医療機能推進機構　滋賀病院　経理課契約係
電話：０７７－５３７－３１０１　　ＦＡＸ：０７７－５３４－０５６６

４　競争入札執行等の日時及び場所

（１）入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記３に同じ。なお、前以て連絡のうえ名刺を持参すること。郵送・ＦＡＸ・Ｅメール等による交付は行わない。

（２）競争参加資格確認書類提出期限ならびに入札書提出期限
令和元年８月５日（月）までの土曜日、日曜日及び休日を除く９時００分から１７時００分まで必着にて上記３に持参すること。（作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された書類は返却されない。）

（３）開札日時及び場所
令和元年８月６日（火）１１時００分　３階会議室

５　その他必要な事項

（１）入札保証金及び契約保証金　「免除」

（２）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　「日本語及び日本国通貨」

（３）入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、２の証明となる競争参加資格確認書類を上記４（２）の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（４）入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否　「要」

（６）契約の相手方の決定方法

契約事務細則第３４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

（７）詳細は入札説明書による。